

# 会計基準改正案示す

## 法人合併、事業譲渡を定義



省令改正案などについて議論した

事業譲渡、譲り受けする際の会計処理について追加した。2021年4月の施行予定。

厚労省は会計処理の

前提として、合併は社会福祉法人同士のみで行われ、対価の支払いは行われないと整理。事業譲渡は、社会福祉法人外流出ではないとする合理的な説明が必要とし、譲り受けは、不動産の時価などを基に事業計画も考慮して合理的な支払い価格とする、などとした。

改正案では、省令第29条の計算書類に注記しなければならない事項に、「合併、事業譲渡、譲り受けが行われた場合はその旨、概要」を新設した。

その運用上の取り扱いを解説する局長通知には、新たに「組織再編について」という項目を追加した。

合併は「統合」、事業譲り受けは原則として「取得」と定義。会計処理については、「統合」は統合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法で行い、「取得」は取得時の公正な評価額を算出する方法で行うと記した。

厚労省は現在、補助事業で行っている「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」（みずほ情報総研に委託）の内容も踏まえ、最終決定する。施行にあたってはQ&Aも示される。（榎戸新）

厚生労働省は2月26

日、「社会福祉法人会

計基準の省令と局長通

計基準検討会」（座長

柴毅・日本公認会計

士協会前常務理事）を

知の改正案を示した。

社会福祉法人が合併、